

議会運営委員会 会議録

日 時 令和8年2月20日（金曜日）

午前10時00分開会、午前11時20分閉会

場 所 第3委員会室

日 程

1 開 会

2 委員長挨拶

3 議長挨拶

4 協議事項

（1）令和8年第2回（6月）定例会の日程（案）について

（2）令和8年第1回（3月）定例会の運営について

① 日程について

② 上程される議案等について

ア 報告 2件、イ 条例 31件、ウ 予算 8件、エ 契約 1件

オ 財産の貸付 2件、カ 市道の認定等 2件、キ 債権の放棄 1件

ク その他の単独議案 1件、ケ 補正予算（追加議案） 5件

コ 人事（最終日提出） 2件

③請願・陳情について

④各種委員会等委員の選出について

（3）令和8年度税制改正に関する提言について

（4）「（仮称）土浦市議会ハラスメントの防止に関する条例」について

（5）政務活動費の手引きの改正について

（6）その他

5 閉 会

出席委員（7名）

委員長 篠塚 昌毅

副委員長 平石 勝司

委 員 今野 貴子

委 員 島岡 宏明

委 員 奥谷 崇

委 員 田中 義法

委 員 滝田 賢治

欠席委員（0名）

その他出席した者

議 長 勝田 達也
副議長 矢口 勝雄

説明のため出席した者（４名）

副市長 小林 勉
市長公室長 山口 正通
財政課長 瀬古澤 時人
財政課財政係長 藤田 浩平

事務局職員出席者

局 長 櫻井 良哉
次 長 小野 聡
係 長 津久井 麻美子
主 任 岩松 英統
主 幹 高橋 陽平
主 事 古宮 英剛

傍聴者（０名）

○篠塚委員長 おはようございます。定刻になりましたので、議会運営委員会を始めさせていただきます。傍聴はございますか。

(「ございません」との声あり)

○篠塚委員長 それでは、議長からお願いいたします。

○勝田議長 皆さん、おはようございます。本日はお忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。本日は、第1回定例会など多数案件がございますので、慎重なる御協議のほうよろしく申し上げます。以上でございます。

○篠塚委員長 ありがとうございます。それでは、早速協議事項に入ります。協議事項(1)令和8年第2回(6月)定例会の日程案について協議をお願いします。執行部より説明をお願いします。

○小林副市長 おはようございます。それでは、サイドブックスは資料1、第2回定例会日程(案)をお開きいただきたいと存じます。令和8年第2回定例会の日程につきましては、記載のとおり、6月2日火曜日開会、6月18日木曜日閉会の会期でお願いしたいと存じます。

○篠塚委員長 ただ今の件について、何か御意見ございますか。

(「なし」という声あり)

○篠塚委員長 それでは、令和8年第2回定例会の日程については、執行部説明のとおりといたします。つぎに、協議事項(2)令和8年第1回(3月)定例会の運営について、協議をお願いします。執行部及び事務局から日程の説明をお願いします。

○小林副市長 それでは、資料2、第1回定例会日程(案)をお開きいただきたいと存じます。令和8年第1回定例会の日程につきましては、記載のとおり、3月2日火曜日開会、3月24日火曜日閉会の会期でお願いしたいと存じます。このほか、全員協議会につきましては、一般質問最終日の3月11日水曜日9時45分から予定をさせていただき、土浦市教育委員会委員の任命の同意について、土浦市公平委員会委員の選任の同意についての2件について御説明をさせていただきたいと存じます。また、議会最終日につきましては、現在案件を予定してございませんが、必要が生じた場合には、開催をお願いしたいと存じます。以上でございます。

○小野議会事務局次長 10日の火曜日ですが、中学校並びに義務教育学校の卒業式が予定されていることから、本会議につきましては、午後1時半から開会にて予定してございます。また、翌日の11日は、例年どおり、東日本大震災に対する黙祷を会議冒頭で行う予定となっておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○篠塚委員長 ありがとうございます。ただ今の件について、御意見等ございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○篠塚委員長 つづいて、上程される議案等について、説明をお願いいたします。まず、報告について、執行部から説明をお願いします。

○山口市長公室長 改めましておはようございます。では、サイドブックスは資料の3、定例会議案概要をお願いしたいと思います。今回の提出案件は、1ページの表紙にもご

ございますように、報告2件、議案52件、合わせて54件でございます。2ページをお願いいたします。提出案件一覧です。提出案件は報告につきましては専決処分2件、議案につきましては条例31件、3ページにまいりまして、令和8年度予算8件、契約1件、財産の貸付け1件、市道の認定等2件、債権の放棄1件、その他の単独議案1件、それから、追加議案といたしまして補正予算5件、最終日に提出を予定しております人事案件2件でございます。4ページをお願いいたします。まず、報告案件について説明させていただきます。専決処分の報告です。報告第3号道路管理瑕疵に係る物損事故の和解につきましては、下高津一丁目地内において、相手方の車両が市道から敷地に進入する際、劣化していた側溝のふたが落下したことにより、車両の一部が破損した事故の和解です。報告第4号道路管理瑕疵に係る物損事故の和解につきましては、相手方の車両が中地内の市道を走行中、道路の陥没箇所にて右前輪が接触し、車両の一部が破損した事故の和解でございます。以上の報告案件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により和解成立日をもって専決処分し、同条第2項の規定により報告するものでございます。報告案件についての説明は、以上でございます。

○篠塚委員長 ただ今の説明について、何かございますか。

（「なし」という声あり）

○篠塚委員長 つぎに、条例について説明をお願いします。

○山口市長公室長 それでは、5ページをお願いいたします。今定例会に提出を予定しております議案のうち、まずは条例につきまして説明をさせていただきます。議案第3号土浦市行政手続条例の一部改正につきましては、法改正に伴い、行政手続における公示送達についてインターネットを用いる方法などを規定するものであり、本年5月21日から施行するものでございます。議案第4号土浦市職員の給与に関する条例等の一部改正につきましては、人事院勧告に基づき関係条例を一括改正するもので、通勤手当に駐車場の利用に対する手当を新設するなどの改正であり、本年4月1日から施行するものでございます。6ページをお願いいたします。議案第5号土浦市国民健康保険税条例の一部改正につきましては、子ども子育て支援金制度の創設に伴い、全ての医療保険者が支援納付金を徴収することとなることから、その税率、税額等を規定するものであり、本年4月1日から施行するものです。7ページをお願いいたします。今回、物価高騰などの影響による事務事業や施設管理のコスト増などを踏まえまして、受益者負担の適正化を目的に、手数料や利用料、使用料等の料金の見直しを行っておりまして、料金改定に伴う条例改正が複数ございます。まず、議案第6号土浦市手数料条例の一部改正につきましては、償却資産に関する証明手数料を新設するほか、受益者負担の適正化を目的として、住民票や印鑑登録証明書、納税証明書などの手数料の額を見直すものであり、償却資産の証明手数料については本年4月1日から、交付手数料の見直しについては周知期間を踏まえまして、本年10月1日から施行するものでございます。議案第7号土浦市手数料条例の一部改正につきましては、法律等の改正に伴い、低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等に関する文言の整理のほか、引用条項のずれを整理するなどの改正であり、表記の①②の文言の整理については公布の日から、③の条項ずれ等に

については本年4月1日から施行するものでございます。なお、議案第6号、第7号は同じ手数料条例の改正でございますが、議案不可分の原則によりまして、一つの議案は一つの委員会に付託することとされておりまして、それぞれ付託される委員会が異なることから、議案を分けているというものでございます。8ページをお願いいたします。議案第8号土浦市コミュニティセンター条例の一部改正につきましては、神立地区コミュニティセンターの会議室等の利用料金の見直し及び文言を整理する改正であり、本年10月1日から施行するものでございます。議案第9号土浦市立認定こども園条例の一部改正につきましては、乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度の実施に伴い、利用対象者及び利用料を規定するとともに、一時預かり保育の利用料について見直すものであり、乳児等通園支援事業の規定については本年4月1日から、一時預かりの料金改定については本年10月1日から施行するものです。9ページをお願いいたします。議案第10号土浦市立保育所条例の一部改正につきましては、公立保育所で実施する一時預かりの利用料を前号の認定こども園と同様に見直すものであり、本年10月1日から施行するものです。議案第11号土浦市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、乳児等通園支援事業、こども誰でも通園制度に関する条例について、9月議会において制定をいたしました。その後、国においてへき地で保育を行う場合、基準の適用外とする特例規定が定められたことから、これを追加するなどの改正であり、本年4月1日から施行するものです。議案第12号土浦市こどもランド条例の一部改正につきましては、施設の利用料について、市外居住者の利用を1回当たり300円とする改正であり、本年10月1日から施行するものです。10ページをお願いいたします。議案第13号土浦市放課後児童クラブ条例の一部改正につきましては、放課後児童クラブの毎月の利用料金を改定するものであり、十分な周知期間の確保と事業の性質上から、年度当初の令和9年4月1日から施行するというものでございます。議案第14号土浦市医療福祉費支給に関する条例の一部改正につきましては、県が定める要領等の改正に伴い、ひとり親家庭等のマル福に係る支給制限対象となる所得額に関する規定等を整理するものであり、本年4月1日から施行するものです。

○篠塚委員長 ここまでの説明で、何か御質問はありますか。

（「なし」という声あり）

○篠塚委員長 なければ、引き続き、説明をお願いします。

○山口市長公室長 それでは、11ページをお願いいたします。議案第15号、議案第16号の土浦市都市公園条例の一部改正につきましては、先ほどの手数料条例と同様に、議案不可分の原則により議案を分けているというものでございます。議案第15号は水郷プール使用料を見直すものでございまして、営業開始に合わせて本年7月1日から施行するというものでございます。議案第16号は公園利用者の利便性の向上のために、公園施設の整備、改修等を一体的に行う事業者等を公募により選定する制度、Park-PFIの手法を取り入れた事業を進めるに当たって、必要な規定を追加するなどの改正であり、③番の売店や飲食等の利用料に関する規定につきましては、本年7月1

日から、そのほかにつきましては本年4月1日から施行するというものでございます。

12ページをお願いいたします。議案第17号から25号までは、受益者負担の適正化を目的とした施設使用料の見直しなどに伴う改正となっております。議案第17号土浦市図書館条例の一部改正につきましては、図書館の研修室等の使用料を、議案第18号土浦市立公民館条例の一部改正につきましては、各地区公民館の集会室等の使用料を、13ページにまいりまして、議案第19号土浦市体育施設の利用に関する条例の一部改正につきましては、神立公園野球場の使用料などを、議案第20号土浦市運動広場条例の一部改正につきましては、南部地区運動広場の使用料、14ページにまいりまして、議案第21号土浦市武道館条例の一部改正につきましては、柔道場等の使用料、議案第22号土浦市新治運動公園条例の一部改正につきましては、野球場の使用料、15ページにまいりまして、議案第23号土浦市新治トレーニングセンター条例の一部改正につきましては、施設の使用料、議案第24号土浦市立土浦市民会館条例の一部改正につきましては、大ホール等の使用料を、16ページにまいりまして、議案第25号土浦市民ギャラリー条例の一部改正につきましては、オープンギャラリー等の使用料をそれぞれ改定するもので、いずれも本年10月1日から施行するというものでございます。議案第26号土浦市水道事業給水条例の一部改正につきましては、災害その他の非常時における給水管復旧体制の整備のため、災害時の非常時に本市以外の市町村長等が指定する事業者が、給水装置工事を施行することを可能とする規定を追加するものであり、公布の日から施行するものでございます。17ページをお願いいたします。議案第27号土浦市消防団員等公務災害補償条例の一部改正につきましては、法改正に伴い、消防団員等の勤務年数による階級区分ごとの損害賠償に係る補償基礎額及び加算額を見直すものであり、本年4月1日から施行するものです。議案第28号地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、法律等の施行に伴い、関係条例の条項ずれや文言の整理を行うものであり、本年9月24日から施行するものです。18ページをお願いいたします。議案第29号土浦市債権管理条例の制定につきましては、本市の債権管理の適正化及び効率化を推進するため、債権管理に関する事務処理についての統一的な基準や、債権放棄に係る要件等を規定するとともに、土浦市税外収入金の延滞徴収条例の廃止、その他関係条例の文言を整理するものであり、本年4月1日から施行するものでございます。議案第30号土浦市花火のまち推進基金条例の制定につきましては、土浦全国花火競技大会運営費の効果的な活用を図るため、不測の事態などへの速やかな対応や、特別事業の実施などの際の財源確保を目的として、新たに基金を創設するものであり、本年3月25日から施行するものでございます。19ページをお願いいたします。議案第31号土浦市犯罪被害者等支援条例の制定につきましては、犯罪被害者等基本法に基づく犯罪被害者等に対する支援などを目的として、基本理念や相談窓口、見舞い金等の支援などに関して規定するものであり、本年4月1日から施行するものでございます。議案第32号土浦市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定につきましては、事業者が事業を運営するに当たっての基準を規定するものでございまして、本年4月1日から施行するものでござ

ざいます。議案第33号土浦市史編さん審議会条例の制定につきましては、新たな土浦市史の刊行に向けまして、市史編さんに関する基本方針などの重要事項の審議等を行うための審議会の設置に関して規定するものでございまして、本年4月1日から施行するというものでございます。条例改正についての説明は、以上でございます。

○篠塚委員長 ありがとうございます。ただ今の説明で何かございますか。

○平石副委員長 御説明ありがとうございました。1点確認ですが、冒頭、物価高騰などの影響で、受益者負担で使用料を上げますよという話を理解しました。その中で、同じ施設によっても使用料が上がってる所と、また、そのまま据え置きになっている所の理由は何か分かれば教えてください。

○山口市長公室長 使用料、利用料等の見直しにつきましては、全庁を挙げて見直すということで、年度の当初から各課に周知をしまいいりました。その中で、据え置くものと利用料金を上げるものと、それから、上げる期間につきましても、10月の1日から上げるもの、あるいは令和9年度から上げるものとそれぞれ分かれてございます。それにつきましては、利用料金は市民に直結する問題でもございますので、いろいろな事情を鑑みまして、執行部といたしましては全てを対象としましたが、この中では値上げを見送ったものもあるということでございます。また、値上げの率でございますけれども、賄い率といいまして、人件費や維持管理費等の運営費に占める受益者負担の割合といったもので値上げをしてるもの、あるいは、他市町村や類似施設等を勘案比較して、値上げを行ったものなどもありますので、金額につきましても、それぞれ様々になっているというのが実情でございます。以上でございます。

○平石副委員長 ありがとうございます。そうしますと、今回の値上げにならなかったものについては当面は値上げはしないというようなことで理解してよろしいでしょうか。

○山口市長公室長 今後につきましても、随時見直しは行っていく予定ではございます。ですが、3年から5年ぐらいを目安といたしまして、また、物価の上昇等これからインフレ時代にもなっておりますので、また改めて定期的に見直すことも考えておりますし、見直さなかったものにつきましては先ほど申し上げたように随時見直しのほうを図ってまいりたいというふうに考えております。

○島岡委員 大体、今回の値上げでどのぐらいの収入増を見込むわけでございますか。

○山口市長公室長 歳入全体の見直しというものを行っておりまして、大体年間で4,600万円ほど収入がアップすると考えております。ただ、こちらのほうには、債権管理の運用の利益とか、そういったものも含まれてございます。大まかにざっと計算しますと、大体2,000万円超の額が令和8年度で増える予定です。ただ、児童クラブのほうは令和9年度としておりまして、そちらは大体4,000万円強増える予定でございますので、今現在予定しておりますのは、大体6,000万円強ぐらいが増えるのではないかと試算しております。

○島岡委員 物価等の値上がりで、経費が上がるのはどのぐらいなんでしょう。

○山口市長公室長 物価の値上がりについての試算というのは行っていない状況なんで

すけれども、使用料については、大体４パーセントから１０パーセント程度の値上げになってございます。物価の上昇率については、１０パーセントくらいの試算が出てるものもございまして、歳出予算のほうではそれだけ光熱水費、運営費のほうもかなりの金額がアップしているということでございます。

○島岡委員 そうすると、上げても追いつかない可能性は十分ありますよね。

○山口市長公室長 そのものの運営費は、受益者負担全てで賄っているわけではございません。公費のほうも投入しておりますので、おっしゃるように値上げをしても、それには追いつかないという状況です。

○篠塚委員長 そのほか、ございますか。

（「なし」という声あり）

○篠塚委員長 ないようですので、つぎに、予算から人事について説明をお願いします。

○山口市長公室長 それでは、２０ページをお願いいたします。つづきまして、令和８年度予算について説明をさせていただきます。議案第３４号は一般会計、議案第３５号から第４１号は、各特別会計等の予算案でございます。予算総括表を御覧ください。令和８年度予算は、内示会で説明させていただきましたとおり、一般会計は６５６億２，０００万円、令和７年度の当初予算と比較いたしますと７０億６，０００万円、１２．１％の増。特別会計等は４３３億４，０００万円、前年度比５億２，０００万円、１．２％の増、全体では１，０８９億６，０００万円、前年度比７５億８，０００万円、７．５％の増となっております。２１ページをお願いいたします。一般会計の歳入歳出予算の表となっております。こちら予算内示会で説明をさせていただきましたので、本日は割愛させていただきます。２２ページをお願いいたします。つづきまして、契約案件です。予定価格１億５，０００万円以上の工事等の請負契約につきましても、条例によりまして議会の議決が必要なことから議案として提出するというものでございます。議案第４２号、荒川沖土浦間岩柳こ線人道橋架替外１工事に係る変更協定の締結につきましては、令和３年にＪＲ東日本と協定を締結し、工事を行ってございました岩柳こ線人道橋、こちら二番橋の更新工事及び小松こ線人道橋、一番橋の撤去工事が完了するに当たりまして、工事内容の変更により費用が減額となることから、変更協定を締結するというものでございます。２３ページをお願いいたします。つづきまして、財産の貸付けです。地方自治法の規定によりまして、適正な対価なくして財産を貸し付ける場合は、議会の議決が必要なことから、議案として提出をするというものでございます。議案第４３号財産の貸付けにつきましては、旧土浦市公設地方卸売市場用地及び建物等の貸付けでございます。現在、同用地及び当建物につきましては、平成２８年４月より１０年間を貸付期間として、土浦地方卸売市場株式会社に貸付けを行っておりますが、今年度末で貸付期間が満了となりますことから、契約更新を行うものでございます。貸付内容につきましては、この１０年間にしましては、新型コロナウイルス感染症や物価高の影響などによりまして、相手方の運営状況にも多大な影響があったことなどを考慮いたしまして、これまで同様、建物は無償、土地の貸付料につきましても、土浦市財産管理規則で定める額から減額をいたしまして、年額１，４００万円で３年間貸し付けるとい

うものでございます。つづきまして、24ページをお願いいたします。24ページから28ページまでは市道の認定等でございます。議案第44号市道の路線の認定につきましては、24ページの乙戸82号線から85号線、25ページの荒川沖一丁目15号線、26ページの並木三丁目16号線は、いずれも民間会社の開発行為に伴い、27ページの西根92号線は牛久土浦バイパス整備に伴う側道部分について、それぞれ市道認定するものでございます。28ページをお願いいたします。議案第45号市道の路線の変更につきましては、道路改良工事に伴い、千鳥ヶ丘9号線、10号線の始点及び終点の変更を行うものでございます。29ページをお願いいたします。債権の放棄です。地方自治法の規定により、権利の放棄については議会の議決が必要となることから、議案として提出するというものでございます。議案第46号、債権の放棄につきましては、高額療養費貸付金の債務者6人、債権総額213万8,000円について、いずれも徴収の見込みがなく、時効が完成したため、権利を放棄するというものでございます。30ページをお願いいたします。つづきまして、その他の単独議案です。議案第47号公の施設の利用に関する協議につきましては、地方自治法の規定によりまして、本市住民が他の地方公共団体の公の施設を利用するに当たっては、当該地方公共団体との協議が必要でありまして、その協議に当たり議会の議決が必要となることから、議案として提出するというものでございます。内容といたしましては、本市住民が荒川沖東二丁目地内に建物を設置するに当たり、隣接する阿見町の公共下水道を利用するため、同町と協議書を締結するというものでございます。31ページをお願いいたします。つづきまして、追加議案として提出を予定しております令和7年度の補正予算でございます。議案第48号は一般会計補正予算の第8回、議案第49号から第52号は各特別会計等の補正予算でございます。今回の補正は予算総括表にございますとおり、歳入歳出それぞれ一般会計に25億175万9,000円、特別会計に2億9,665万円、合計で27億9,840万9,000円を追加し、総額を1,102億2,634万3,000円とするもので、当初予算に見込めなかった事業費等の計上や、例年行われております決算見込みによる増減額などの計上でございます。32ページをお願いいたします。一般会計の歳入歳出予算の表となります。補正内容が多数となっていることから、主な内容のみ説明をさせていただきます。歳入につきましては、市税は個人市民税の増などによりまして、2億7,190万9,000円の増、各県税交付金は、地方消費税交付金の増などによりまして、4億4,595万円の増、地方交付税は普通交付税の算定経費の増や追加交付などによりまして、14億7,695万5,000円の増。歳出につきましては、例年3月の補正は事業費の実績見込みに伴う増減の補正が主なものとなりますけれども、まず、総務費につきましては、財政調整基金、公共施設等総合管理基金への積立てなどによりまして、10億3,354万円の増、民生費は障害者自立支援給付費の増や、こども未来基金への積立てなどによりまして、10億2,175万3,000円の増、土木費は荒川沖木田余線街路事業の進捗などによりまして、3億468万6,000円の減、教育費は国の補正予算を財源とした、都和中学校の長寿命化改良事業の前倒しや、市立学校施設整備基金への積立てなどによりまして、7億5,551万円の

増などとなっております。３３ページをお願いいたします。最後に、最終日に提出を予定しております人事案件でございます。議案第５３号土浦市教育委員会委員の任命の同意につきましては、１名が３月２１日をもって満了となることから、議案第５４号土浦市公平委員会委員の選任の同意につきましては、１名が３月２３日をもって満了となることから、それぞれ同意をお願いするというものでございます。第１回定例会に提出いたします議案等の説明は以上です。

○篠塚委員長 ただ今の説明について、何かありますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○篠塚委員長 以上で上程される議案等の説明は終わりました。その他、執行部からございますか。

○小林副市長 特にございません。

○篠塚委員長 委員の皆様から何かございますか。

（「なし」という声あり）

○篠塚委員長 それでは、執行部の皆様は退席していただいて結構です。

（執行部退席）

○篠塚委員長 つぎに、請願陳情について協議に移ります。受理番号１、監査調書の作成保存及び文章管理の適正化を求める陳情について事務局から説明をお願いします。

○小野議会事務局次長 では、資料４をお願いいたします。１ページの請願陳情文書表を御覧ください。これまでに提出されました陳情が３件ございます。ちなみに、提出の締切りは来週金曜日でございます。まず、資料２の２ページから１３ページにございます受理番号１につきましては、市内在住の方からの提出によるもので、監査調書の作成・保存及び文書管理の適正化を求める陳情でございます。陳情の内容につきましては、土浦市監査基準第９条に基づき、監査等の内容、判断の過程、結果及び関連する証拠等を監査調書として作成・保存することを義務付けていることから、文書管理の適正化を図るよう、必要な対応を求めるという内容でございます。陳情につきましては、先例９６において、議会運営委員会に報告し、全議員への報告について諮り、本会議には上程しないものとすると言われております。つきましては、こちらの陳情についても、全員協議会において全議員に配布する形でよろしいか、御協議のほうをお願いします。なお、本陳情につきましては個人からの陳情でありまして、個人情報に該当することから、傍聴資料におきましては、個人が特定されないよう処理をしておりますことを申し上げます。以上でございます。

○篠塚委員長 皆様の御意見を伺いたいと思います。何かございますか。

（「なし」という声あり）

○篠塚委員長 ないようですので、受理番号１については事務局説明のとおり、先例に基づき、全員協議会で全議員に配布することで御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○篠塚委員長 ありがとうございます。受理番号１については、ただ今のとおり決定いたします。つぎに、受理番号２ mRNAワクチン（レプリコンワクチンを含む）接種事

業中止の意見書提出を求める陳情書について、事務局から説明をお願いします。

○小野議会事務局次長 資料４の１４ページを御覧ください。受理番号２につきましては、市外在住の方からの提出によるもので、ｍＲＮＡワクチン（レプリコンワクチンを含む）接種事業中止の意見書提出を求める陳情書でございます。陳情の内容につきましては、新型コロナワクチンを使用されたｍＲＮＡワクチンの接種において、全国で死亡例や人体への長期的な影響が指摘され、安全性の検討が不十分であることから、国民への接種事業の中止を求めるものということでございます。この陳情につきましても、先例９７において、市外者からの郵送による陳情については、議会運営委員会に報告し、全議員への報告について諮り、本会議には上程しないものとするとしております。つきましては、全員協議会において全議員に配布する形でよろしいか、御協議のほうよろしく願いいたします。以上でございます。

○篠塚委員長 ありがとうございます。御意見はございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○篠塚委員長 なければ、受理番号２についても、事務局説明のとおり、先例に基づき、全員協議会において全議員に配布することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○篠塚委員長 それでは、受理番号２については、ただ今のとおり決定いたしました。つぎに、受理番号３、個別外部監査制度の導入に関する陳情書について、事務局から説明をお願いします。

○小野議会事務局次長 資料４の１６ページを御覧ください。受理番号３につきましては、受理番号１と同じ方で、市内在住の方から提出されたもので、個別外部監査制度の導入に関する陳情書でございます。陳情の内容につきましては、１８ページにありますとおり、特定の事務について外部専門家による監査を求めることで、監査制度が強化され、行政の透明性と信頼性を高める極めて重要な制度であるため、土浦市において個別外部監査契約に関する条例を早期に制定し、制度を整備することを強く求めるというものでございます。こちらの陳情につきましても、先例９６において、陳情については、議会運営委員会に報告し、全議員への報告について諮り、本会議には上程しないものとするとしております。つきましては、全員協議会において全議員に配布する形でよろしいか、御協議のほうよろしく願いいたします。

○篠塚委員長 この件について、皆様の御意見がありましたらお願いします。

（「なし」という声あり）

○篠塚委員長 ないようですので、受理番号３についても、事務局説明のとおり、先例に基づき全員協議会において全議員に配布することで御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○篠塚委員長 それでは、受理番号３については、ただ今のとおり決定いたしました。つぎに、各種委員会等委員の選出について御協議をお願いします。事務局から説明をお願いします。

○小野議会事務局次長 各種委員会等委員の選出についてでございます。資料につま

しては、フォルダの件名一覧を御覧ください。4の協議事項（2）の④をお願いいたします。各種委員会等委員の選出につきましては、今回は継続が3件、軽微な名称変更による新規が2件ございます。まず、土浦市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画推進会議委員につきましては、選出すべき人数は1名、任期は本年4月1日からの3年間、従来の選出方法は文教厚生委員会から1名の選出となっております。つづきまして、土浦市立学校給食センター運営審議会委員につきましては、選出すべき人数は3名、任期は本年6月1日から2年間、従来の選出方法は、各委員会から1名の選出となっております。つづきまして、土浦市学区審議会委員につきましては、選出すべき人数は4名で、任期は本年6月1日から2年間、従来の選出方法は、文教厚生委員会から2名、総務市民委員会、産業建設委員会より各1名の選出となっております。つづきまして、こちらは新規というふうに書いてございますが、土浦市公共施設等再編・再配置計画推進委員会委員につきましては、選出すべき人数は1名で、任期は本年4月1日から2年間となっております。なお、以前ありました土浦市公共施設等総合管理計画策定委員会につきましては、総務市民委員会より1名の選出となっております。つづきまして、同じく、名称変更による新規となります土浦市障害者計画等策定委員会委員につきましては、選出すべき人数は1名、任期は本年6月1日から令和9年3月予定となっております。こちらの任期は策定までという形になっております。なお、以前ありました土浦市障害者計画策定委員会に、今回は名称に等が入った形になっております。こちらにつきましては、文教厚生委員会より1名の選出となっております。それぞれの選出方法につきまして、御協議をお願いいたします。以上でございます。

○篠塚委員長 ありがとうございます。それでは、皆さんの御意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」という声あり）

○篠塚委員長 ないようですので、ただ今説明のあった各種委員会等委員の選出方法については、継続の3件については従来の選出方法、また、名称変更の2件についても、従来の選出方法でよろしいでしょうか。

（「はい」という声あり）

○篠塚委員長 それでは、ただ今のとおりいたします。つぎに、協議事項（3）令和8年度税制改正に関する提言について、事務局から説明をお願いします。

○小野議会事務局次長 では、資料5をお願いいたします。こちらは毎年土浦法人会から提出されております税制改正に関する提言書でございます。内容は、中小企業の活性化に配慮した税制の構築を提言書として、取りまとめたものでございます。先例では、議会運営委員会にて全議員への報告について諮った上、全員協議会において全議員に配布することとなっておりますが、その形でよろしいかどうか、御協議のほうよろしくお願いいたします。以上でございます。

○篠塚委員長 この件について、御意見はございますか。

（「なし」という声あり）

○篠塚委員長 ないようですので、先例どおり、令和8年度税制改正に関する提言につ

いては、全員協議会において、全員に配布するという事でよろしいでしょうか。

（「はい」という声あり）

○篠塚委員長 ありがとうございます。それでは、ただ今のとおり決定いたします。つぎに、協議事項（４）（仮称）土浦市議会ハラスメントの防止に関する条例について、協議を行います。説明の前に、前回の委員会でいろいろな御意見をいただきまして、まず、これまで議会運営委員会において、ハラスメント防止条例に関して諮った項目について、事務局でまとめたものが資料６でございます。目的、定義及び職員の定義というところまでは委員会で協議してそれから、前回、義務と責務ですか、責務の点でいろいろお話があったんですが、義務と責務との違いというものを認識していただいて、皆さんの御意見をいただきたいと思います。それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○小野議会事務局次長 では、資料６を御覧ください。こちらの資料につきましては、前回開催いたしました議会運営委員会に使用した資料とほぼ同一になっておりますが、若干変更点がございますので、御説明をさせていただきます。委員長のほうからお話がありましたとおり、一番の目的の右側に、以前は確定という言葉に記載しておりましたが、議会運営委員会で条例の骨子を決定していくという形になりますので、骨子を採用したという文言に変更させていただきました。２番も同様でございます。３番の職員の定義については、前回は保留という形になっておりますので、この内容でよろしいか、御協議をいただければと思います。また、本日は４番以降の項目について、協議を進めていただくことになりますが、当初お示した条例の一覧表から、議会が制定したハラスメント防止に関する条例のみを抽出した一覧表を作成いたしました。こちらは、条例名を長押ししていただくと、その条例が見られるようになっております。こちらを踏まえた上で、４番以降の項目の御協議をお願いできればと思います。

○篠塚委員長 ありがとうございます。まず、保留になっております職員の定義について、前回お話があったと思いますが、これは記載のとおりでよろしいでしょうか。

（「はい」という声あり）

○篠塚委員長 それでは、職員の定義については、記載のとおりといたします。つぎに、議長、議員の責務について、前回御議論がありましたが、議長はハラスメントの根絶に努めるとともにということが書いてありますので、こういう責務がありますよと、また、議員の責務としても、このようにあるということをもう一度見ていただいて、この文章でよろしいかどうか確認をいただきたいと思います。５分ぐらい時間を設けますので、他市の条例も見ながら、義務というところを確認していただきたいと思います。

○平石副委員長 小野次長に質問なんですが、他市の事例をたくさん挙げていただいておりますが、土浦市で特に参考にした条例はどれになるんでしょうか。

○小野議会事務局次長 いろいろな条例を見て、平均的だなと思うものを文章にしたものですから、これというのが申し上げられなくて、申し訳ありません。

○篠塚委員長 参考になるとすると、令和何年にできたかという部分で見ていくと。古いところよりも新しいところのほうがより良い内容に変えてありますので、令和６年の３月辺りから見ていくとよろしいのかなと思います。早く制定された条例については、

中身が余り濃く書いてなかったりするということもありますので。

○小野議会事務局次長 今委員長がおっしゃったように、私も古い条例よりは新しい条例を参考にしながら、文面化したということでございます。

○島岡委員 今、これを参考に全部見るのがなかなか難しいなと思うので、例えば大津市なんかは特徴的な条例になっているのかなと思います。

○篠塚委員長 この資料は、ハラスメント防止条例について、最初に協議を始めた時に皆さんに送っていますので、これは再度の送付になります。その間、目を通していただければ有難かったのですが。各市によって、この間の研修で松阪市に行ったときにもいろいろなお話をお伺いしたと思いますが、四日市市とか。やはり特色がありますので、まず、責務の項目は基本的な項目ですので、そこをまず確認をしていただきたいと思います。一番最初にお配りした骨子にのっとり作成しているものですので、内容について、もしこの内容でよろしければ、御承認をいただきたいと思います。そして、次に進んでいきますので、思いついた点がありましたら、また言っていただければ、最終的に決まるまでにはまだ時間がありますので。ただ、議会運営委員会で決まったことは、全員協議会で皆さんに報告をして、御意見をいただくような形にしたいと思いますので、まず、責務を見ていただいて決めていただければと思います。文言的には私は問題はないかと思いますが、いかがなものでしょうか。

○奥谷委員 議長の責務また議員の責務とも、過不足なく言葉としては網羅されていると思いますし、これで特段問題があるようなところはないかなというふうに思いますので、この内容で結構じゃないかなというふうに私は思います。

○篠塚委員長 責務までまずこの文言で決めていきたいと思うんですが、よろしいですか。

（「はい」という声あり）

○篠塚委員長 つぎに、議長職務の代行について、事務局から説明をお願いします。

○小野議会事務局次長 こちらのほうは、あってはならないことですが、議長が調査の対象となってしまったときはどうするのかということを明文化したものです。こちら、同じく他市の平均的な文言を記載させていただきました。こちらは案でございますので、御協議のほうよろしく願いいたします。

○篠塚委員長 もう一つ、プライバシーの保護についても説明していただいてよろしいですか。

○小野議会事務局次長 こちらはハラスメントを受ける側からしますと、訴えるときに、自分を守られなければならないということがあるかと思いますので、プライバシーの保護について、議員はハラスメントの被害者及び関係者のプライバシーの確保に十分配慮し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない、その職を退いた後も同様とするという文言を入れてはいかがかということで、こちら他市の条例を参考にさせていただきまして、案として記載させていただいた次第でございます。

○篠塚委員長 ありがとうございます。プライバシーの保護の項目については、古い条例にはない場合がありますので、やはり新しく作った条例はそこも重点的に考えていこ

うということだと思いますので、土浦市としても、ここは入れていったほうがいいのかと思います。議長の職務代行とプライバシーの保護の項目について、御意見があればお願いします。内容等はそんなに変わらないと思いますので、見ていただいて、よろしくお願いします。この議長の職務代行というのは、このハラスメント防止条例に関わらず、議会のことで決まった場合にはこういう形になっていますので、これはこのままでよろしいかと思います。まず、プライバシーの保護に関しては入れるべきか、いや、入れなくてもいいよと考えなのか、その辺りはどうでしょうか。

○**今野委員** ハラスメントというのは非常にデリケートな部分もございますので、やはり関係者のプライバシーを守るということに関しては、一文このように載せたほうがよろしいかと私は思います。

○**篠塚委員長** よろしいですか。

(「はい」という声あり)

○**篠塚委員長** この議長の職務代行とプライバシーの保護の項目については、この内容で全員協議会で説明をさせていただくということにいたしますので、よろしくお願いします。つづいて、研修についてです。研修も項目として入れるということだと思いますので、小野次長から説明をお願いします。

○**小野議会事務局次長** 研修の項目ですが、やはりハラスメント、最初に定義について御協議をいただきましたが、時代背景とともに、変化していくことは考えられるかと思います。ですので、研修を行うかどうかということと、研修について、毎年行っている議員研修の中に盛り込んでいくのか、単独で研修を行うのか、また、4年に一度の改選後に行うとか、そういったものについて御協議いただければと思います。

○**篠塚委員長** ハラスメントに特化した研修を行うか行わないかというのを条項に入れるかどうかについて、まず御意見をいただきたいと思います。いかがなものでしょうか。私は入れるべきだとももちろん思いますが、入れるということによろしいですか。

(「はい」という声あり)

○**篠塚委員長** 実際にどこでやるか、議会基本条例の中でやっていくのか、そういうのは多分このハラスメント防止条例ができた場合に、議会基本条例の変更点も出てくると思いますので、そこと併せてになると思いますので、こちら独自に条例のほうには、研修を開催するという項目を入れておけば問題ないのかなと思いますが、開催する内容等については、協議して決めるという形にしておけば、研修を開催するというだけでよろしいのかなという気もしますが、皆さんの御意見いただきたいと思います。では、研修は開催するというような内容で、開催日や内容等については、条例の中には入れないということによろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○**平石副委員長** 確認ですが、この開選は、これは改めるだったような気がするのですが、開くでいいんでしょうかね。

○**小野議会事務局次長** 改選でございます。

○**平石副委員長** 分かりました、それだけです。

○篠塚委員長 今日ここまででよろしいですかね。皆さん、もう一度他市の条例を見ていただいて、確認をしていただきたいと思います。今後の予定ですが、今の文言のチェック等がございましたが、まず、条例でありますので、文書法制をしなくてはならないということがありますので、ただ、議会事務局として、文書法制課というのは持っていないので、手続に2、3か月掛かることもあるかと考えます。そして、この条例について、全議員に説明していくということもありますので、できれば6月の定例会までには、議会運営委員会で全項目の骨子を決めて、全員協議会で報告をさせていただいて、御意見をいただくと。その後、3か月間ありますので御意見をいただいた後に、また、法的な問題もありますので、文言を整理をしていただいて、9月の定例会に、委員会提出議案として提出するようなスケジュールにしていきたいと考えますが、いかがなものでしょうか。よろしいでしょうか。

（「はい」という声あり）

○篠塚委員長 では、その方向でいきますので、皆様、資料を見ていただいて、気付いた点がありましたら、提案をしていただければと思います。よろしいでしょうか。

（「はい」という声あり）

○篠塚委員長 それでは、ハラスメント条例についてはこの程度といたします。つぎに、協議事項（5）政務活動費の手引きの改正について、事務局から説明をお願いします。

○小野議会事務局次長 政務活動費の手引きの改正について、資料7を御覧ください。昨年3月に土浦市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正により、旅費の制度の見直しがございました。これに伴い、政務活動費の手引きの改正が必要になったというものでございます。この度、政務活動費の手引きを改正する際に参考としている執行部の旅費規程の改正が固まってきたものですから、政務活動費の手引きの旅費に関する規定においても、改正すべきものや、現状に合わせた改正を行うものでございます。まず、手引きの方の4ページを御覧ください。こちらに関しまして、（3）交通費、宿泊費等については、朱書きのとおり、「原則」という文言を入れさせていただきました。5ページに移りまして、「申合せ」という文言について、手引きの中で、送り仮名の統一がされていなかったため、一括して修正をさせていただきます。3番の領収書については、朱書きの部分ですが、「ただし、以下のものについては、支出証明書を提出することで、会派代表者の責任で証明したものとします。レシート等で宛名の記載がないもの、振込手数料について明記された振込利用明細書等、バス代など領収書が出ないもの」こちらは認めないということで入れております。また、このページの一番下、4番の交通費、宿泊費等についての中に「及びから旅費の手引」の文言を追加しております。その下、「視察時に貸切バスから、自家用車による公務出張は認めない」の部分については、文言が大きく変更になっておりますので、一旦こちらを削除させていただきまして、新しい文言について、朗読させていただきます。視察時に貸切バス、レンタカー、タクシー等を利用した場合の政務活動費は、原則、鉄道・バス等の公共機関の運賃で算出した額を上限とし、その交通手段に係る領収書を徴するものとする。ただし、公務のため特に必要とする場合は実費額とする。特別急行料金については、公務のために特に必要と

するものに限る。米印としまして、社会通念上、通常の経路及び方法として考えたときに、急行を利用することが通常の距離と考えられる場合については、片道100キロメートル以上の場合とする。県内旅行にあっては、急行料金は認めない、東北新幹線の乗車は上野駅からとする。宿泊費については、原則土浦市職員旅費の手引における宿泊基準額の表により計算した額と現に支払った額を比較し、いずれか少ない額とする。また、宿泊を伴う旅行では、通常の勤務時と比べ諸経費が発生するため、これに充てるための旅費として、一夜当たり最大で2,400円を宿泊手当とする。朝食もしくは夕食付きの場合には1,600円、朝食・夕食ともに付いている場合は800円。自家用車による公費出張は認めない。以上となります。これについては、令和7年の4月以降、各会派の方が視察に行かれた際に、この取扱いを行っておりますので、文言の整理ということでございます。つぎに、5の食糧費については、改正前は、①、②、③の文言がありましたが、①の「宿泊に伴う食事代」の内容が、4交通費、宿泊費等の項目に入りましたので、①番を削除して、②、③が繰り上がっております。つづいて、8ページです。2. 使途基準の留意事項の中の、調査研究費の項目の中のキャンセル料についてでございます。こちらは、行政視察や研修会のキャンセル料についての追記となっております。これまでは、視察地や経由地等で災害（感染症のまん延等を含む）が発生した場合や急病等のみが対象となっておりますが、「移動手段の遅延等のトラブル及び」という文言を追加しております。例えば、飛行機が欠航になってしまったケースを想定しております。つづいて、10ページの要請・陳情活動費の項目においては、御覧のとおり、要請活動、要望活動という文言に変更しております。つづいて、11ページの事務所費でございます。

「備品に付随する通信料やNHK放送受信料」という文言を追加して、より具体化して記載しております。「この場合においてというところから適用する」までが、リース契約についての内容で、改選前の議員が自宅で事務機器をリースしていたということがございました。当該議員がいらっしゃいませんので、この部分について削除しております。

12ページ、これは昨年決まったこととなりますが、「各会派の経理責任者及び無所属議員においては、同委員会の審査に出席し、質疑の際に説明するものとする」という文言の追加でございます。例年4月に総務市民委員会で各会派の政務活動費の審査を行っておりますが、今年度から経理責任者や無所属議員にも御出席いただきました。こちらを明文化したものでございます。つづいて13ページです。1号様式の手賃証明書でございます。斜線が引いてあるかと思いますが、⑤番のところに、自家用車使用距離という記載がございます。先ほど申し上げましたとおり、自家用車による公務出張は認めないと文言を追加しましたので、この様式は不要となるため削除となります。2号様式、3号様式は、一つずつ繰り上がるような形で改正を行います。また、28ページの政務活動費の留意点Q&Aの部分についても、自家用車利用に関する部分を削除させていただきました。説明のほうは以上となります。

○篠塚委員長 ありがとうございました。既に、手引きどおりに政務活動費の支出が行われていると思いますので、会派の会計対責任者の方は十分熟知していると思います。ただ、各会派の経理責任者及び無所属議員が総務市民委員会に説明のため出席するとい

う点が明確になったということだと思います。この件について、御意見はございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○篠塚委員長 それでは、ただ今のとおり決定させていただいてよろしいでしょうか。

（「はい」という声あり）

○篠塚委員長 政務活動費の手引きの改正については、初日の全員各協議会で私から説明させていただいて、議員の皆様から御意見を伺った上で、改正箇所を改正することといたしますので、よろしくお願いいたします。そのほか、委員の皆様から何かございますか。

○平石副委員長 先ほどの政務活動費の1点だけ確認させてください。5ページのレシートは、原則認めないという部分の下に、レシート等で宛名の記載がされないもの（添付必要）とあるんですが、今までやってきた中で基本的にはレシートを提出したことというのは、私の記憶ではないんですが、考えられる場合というのは何かあるんでしょうか。あえて認めてるというのは。

○篠塚委員長 例えば、事務用品などを買った場合に、ホームセンターなどで買ったときのレシートは宛名が無いわけですね。その場合は支出証明書をつけるとか、そんなものがあつたような記憶がありますね。

○平石副委員長 領収書ということで貰っているのですが、それを領収書としていつも添付しているんですが、領収書としては今後認めないということですか。

○篠塚委員長 領収書で宛名書いてあればいいんですけども、領収書が貰えなくて、レシートで出てきたいう場合があるので、その時には支出証明書を必ずつけてくださいというような、それで委員会の中でも、そのような指摘をしてみると。多分会計で説明をそれぞれしていると思いますので、そういう形のものが文章になつてということですよ。

○島岡委員 このパターンあると思います。例えば、ガソリンスタンドでガソリンを買って納品書の括弧書きで領収書と書いてあつたりするパターンが、私は大部分ではないかなと思いますが。

○小野議会事務局次長 こちらは、原則は認めないんですけれども、支出の証明書が必要ですよ。その例示になってくるものですから、いろいろなケースが考えられるかと思いますが。どうしても領収書が出ない、レシートしか出ないということは中にはあるかと思いますが。例えば、タクシーなどの場合は、領収書として出てこないときもありますよね。そういうものも含めて、会派代表者の方が証明書を出すという形で御理解いただければというふうに思っております。以上でございます。

○篠塚委員長 ネット上で支払ったものは宛名がないものとか、そういうものもあつたりしますので、そういうものは支出証明書を出していただくとか、会計のほうで、非常に厳しくチェックされていると思います。そのほか、何か皆さんからありますか。

（「なし」という声あり）

○篠塚委員長 ないようですので、事務局から何かありますか。

○櫻井議会事務局長　ございません。

○篠塚委員長　ありがとうございます。つづいて、今回の資料で各議員に非公表とするものがございしますか。事務局いかがですか。

○櫻井議会事務局長　ございません。

○篠塚委員長　では、全ての資料公表といたします。それでは、以上をもちまして議会運営委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。